

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款第 5 章 第 2 3 条、第 2 4 条により、役員選任規程を定める。

第 2 章 理事及び監事

(役員の数等)

第 2 条 本連盟定款第 5 章 第 2 3 条により理事の定数は、15 名以上 25 名以内、監事 1 名以上 2 名以内とする。

- (1) 都道府県連盟及び加盟団体その他 10 名以上 20 名以内
- (2) 学識経験者など外部理事 5 名以上 10 名以内
- 2 外部理事は、は 25 % 以上を目標とする。
- 3 女性理事は 40 % 以上を目標とする。

(役員選任方針)

第 3 条 役員を選任方針は、以下のとおりとする

- (1) 組織の透明性と議論の活性化を図るため、外部理事を導入する。
- (2) 競技の普及発展のため、女性理事を選任する。
- (3) 監事のうち 1 名は、原則として弁護士、税理士、公認会計士等の有資格者、または経理の経験者等から選任する。
- (4) 外部理事とは、最初の就任時点で以下の事項に該当しないものをいう。ただし、以下の事項に該当する者でも、専門的知見（例えば、法務、会計、財務、労務、学識、ビジネスその他特別な知見・経験を有すると認められる）による貢献を期待して選考委員会で選考された場合は、外部理事とみなす。
 - ① 過去 4 年間の間に本連盟の役職員であった者、加盟・所属関係団体等の役職者であった者、本連盟の役職員の親族（4 親等以内）の者
 - ② ローラースポーツ競技における我が国の代表選手として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがある者
 - ③ 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、指導者として特に高い競技実績を有している者

(役員年齢制限)

第 4 条 役員年齢制限は、選任時において、その年齢が 80 歳未満でなければならない。ただし、外部理事の場合については定年制を適用しないことができる

(再任回数)

第 5 条 役員再任期間は、最初に就任した期間から最大で連続 5 期（10 年）までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、2 期（4 年）のみ選任・再任することができる。

- (1) WS (IF)、WSA などの国際競技団体及び上部団体の役職者である場合。
 - (2) 当該理事の実績に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上や本協会の運営において、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠であると認められた場合。
- 2 前項の本文規定にかかわらず、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上や本協会の運営において、当該理事が再任されないことで本協会の運営等に著しい障害が生じると判断さ

れる者は、5期を超えて選考・再任することができる。

3 連続5期を経過してから2期（4年）離任した場合は、新規の役員候補者として選考委員会において選考・再任することができる。

（役員候補者選考委員会）

第6条 役員候補者の選考は、役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催し第7条の基準に基づき選考するものとする。役員候補者選考委員会規程については、別に定める。

（役員候補者の選考基準）

第6条 選考委員会は、次の各号の役員選考基準に基づき、役員候補者を選考し理事会に推薦しなければならない。

- （1）本連盟の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- （2）本連盟（下部組織その他関係する組織を含む）での活動が良好であり、職務に責任を持って取り組んだ実績があり、職務執行状況に問題がないこと
- （3）企業経営全般、法律、会計、財務、労務、学識、国際情勢及びスポーツまたはローラースポーツの分野などで、専門的な知識または経験を有していること。
- （4）健康であり、業務に支障がないこと。
- （5）法令、当連盟の規則・決定、競技ルールなどコンプライアンスを遵守し、審判の裁定などを遵守できること。
- （6）一年度内の理事会に概3分の2以上出席できる見通しがあること。
- （7）スケート競技だけでなくスポーツを愛し、対戦相手、審判、その他競技に係るすべての人を尊重できること。

（選任）

第7条 本連盟定款第5章 第24条により理事及び監事は理事会に諮り社員総会において選任する。

第 4 章 本規程の変更

（改廃）

第8条 本規程は、理事会の議決により変更する事が出来る。

付 則

1. この規程は昭和57年7月4日より施行する。
1. この規程は平成8年4月1日改正実施する。
1. この規程は平成18年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成27年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。
1. この規程は令和元年9月1日之を改正実施する。
1. （令和6年6月1日令和6年度定時社員総会決議）
この規程は令和6年6月1日から施行する。
1. この規定は令和6年11月2日から施行する。